

サゴヤシ学会会則

平成4年3月31日 制定
平成5年5月15日 改正
平成12年6月24日 改正
平成17年6月25日 改正
平成22年6月19日 改正

総 則

- 第1条 本会は、サゴヤシ学会と称する。
- 第2条 本会は、サゴヤシ・サゴ文化等に関する情報交換と交流を図り、サゴヤシにかかわる研究発展とその利用拡大に資することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は、これを当分の間東京農工大学内に置く。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。事業の効率的な実施のため、必要に応じ委員会を置く。
1. サゴヤシ・サゴ文化に関する資料の収集、整備
 2. 研究会、講演会その他会合の開催
 3. 学会誌その他の刊行、配布
 4. 内外の技術者、研究者、関心を持つ者相互の連絡
 5. 研究、調査の推進に対する協力
 6. その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

会 員

- 第5条 本会の会員は、次の3種類とする。
1. 通常会員 所定の手続を経て入会した個人
 2. 団体会員 本会の趣旨に賛同して入会した団体
 3. 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、団体または機関
- 第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出するものとする。
- 第7条 会員は、次の会費を納めるものとする。
- 通常会員 年額 3,000円
- 団体会員 年額10,000円
- 賛助会員 1口以上（1口年額30,000円）
- 第8条 本会の会員は、次の諸事項について権利を有する。
1. 学会誌の配布を受ける。
 2. 学会出版物の実費購入
 3. 学会誌への投稿
 4. 本会主催の各種集会への出席と発表
 5. 総会への出席及びその他本会の運営への参加
- 第9条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、サゴヤシ並びにそれに関連する分野において顕著な功績のあった者、または本会に特別の功労のあった者の中から、第13条に規定する評議員会の議を経て、会長がこれを推挙する。名誉会員は会費の納入を要しない。
- 第10条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会に届け出なければならない。

役 員

- 第11条 本会に会長1名、副会長若干名、評議員若干名、会計監査2名、幹事若干名の役員を置く。
- 第12条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会

長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第13条 評議員は評議員会において、本会の運営に関する重要事項及び会務を審議する。

第14条 幹事は、会長の委嘱を受け、次の会務を分担して掌る。

1. 総務 2. 編集 3. 事業 4. 会計
会計監査は会計を監査する。

第15条 会長、副会長、評議員、会計監査は、別に定める選挙規定によって、通常会員の中から選出する。この選出とは別に、会長は、通常会員の中から、副会長候補若干名、評議員候補若干名を推薦し、選出評議員の承認を得て、副会長、評議員とすることができる。

幹事、委員会の委員長及び委員は、会長がこれを委嘱する。

第16条 役員、委員会の委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

会 議

第17条 会議は総会、評議員会及び幹事会の3種とする。

第18条 総会は毎年1回これを開く。会務及び会計の報告は総会においてこれを行う。

第19条

1. 評議員会は、会長、副会長、評議員、会計監査及び幹事をもって成立し、必要に応じ随時これを開く。

評議員会の議長は、会長または会長が指名する副会長が当たる。会計監査は評議員会に出席できるが、議決には参加できない。

2. 幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成し、必要に応じ随時これを開く。

第20条 総会及び評議員会の決議は多数決とする。

第21条 総会に提出すべき議案は、あらかじめ評議員会の同意を経ることを要する。

会 計

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第24条 本会の予算及び決算は、それぞれ総会の議決並びに承認を要する。

補 則

第25条 本会の会則を変更するには、評議員会の同意を得て、総会の議決を経ることを要する。